

○周南市農業委員会農地関係の証明に係る事務処理要領

令和8年4月1日施行

周南市農業委員会農地関係の証明に係る事務処理要領

(趣旨)

第1条 この要領は、周南市農業委員会（以下「委員会」という。）が行う農地関係の証明に係る事務処理について別に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(証明の種類)

第2条 別に定める証明で、証明を受けようとする者（以下「申請者」という。）からの証明願の提出を受け、委員会の総会（以下「総会」という。）に諮って証明することの議決を得た上で証明書を交付するものは、次のとおりである。

- (1) 買受適格証明（周南市農業委員会買受適格証明に係る事務処理要領（令和6年12月1日施行）第1条第1項に規定する買受適格証明をいう。以下同じ。）のうち農地法（昭和27年法律第229号）第3条第1項又は同法第5条第1項の規定の適用を受ける農地等に係るもの
- (2) 贈与税の納税猶予に関する適格者証明（周南市農業委員会贈与税及び相続税の納税猶予に関する適格者証明等に係る事務処理要領（令和6年12月1日施行）第2条第1項に規定する贈与税の納税猶予に関する適格者証明をいう。）
- (3) 相続税の納税猶予に関する適格者証明（周南市農業委員会贈与税及び相続税の納税猶予に関する適格者証明等に係る事務処理要領第3条第1項に規定する相続税の納税猶予に関する適格者証明をいう。）
- (4) 不動産取得税の徴収猶予に関する適格者証明（周南市農業委員会不動産取得税の徴収猶予に関する適格者証明等に係る事務処理要領（令和8年3月1日施行）第1条に規定する不動産取得税の徴収猶予に関する適格者証明をいう。）

2 前項を除く別に定める証明で、申請者からの証明願の提出を受け証明書を交付し、証明をしたことを総会に報告するものは、次のとおりである。

- (1) 買受適格証明のうち農地法第3条第1項第13号、同法第5条第1項第6号又は同条第4項の規定の適用を受ける農地等に係るもの
- (2) 引き続き農業経営を行っている旨の証明（周南市農業委員会贈与税及び相続税の納税猶予に関する適格者証明等に係る事務処理要領第4条第1項第1号に規

定する引き続き農業経営を行っている旨の証明書による証明をいう。)

- (3) 引き続き特定貸付けを行っている旨の証明（周南市農業委員会贈与税及び相続税の納税猶予に関する適格者証明等に係る事務処理要領第4条第1項第2号に規定する引き続き特定貸付けを行っている旨の証明書による証明をいう。)
 - (4) 引き続き営農困難時貸付けを行っている旨の証明（周南市農業委員会贈与税及び相続税の納税猶予に関する適格者証明等に係る事務処理要領第4条第1項第3号に規定する引き続き営農困難時貸付けを行っている旨の証明書による証明をいう。)
 - (5) 不動産取得税の徴収猶予期間中引き続き農業経営を行っている旨の証明（周南市農業委員会不動産取得税の徴収猶予に関する適格者証明等に係る事務処理要領第1条に規定する引き続き農業経営を行っている旨の証明をいう。)
 - (6) 非農地証明（周南市農業委員会非農地証明に係る事務処理要領（令和3年10月1日施行）第1条に規定する非農地証明をいう。以下同じ。)
- 3 前2項を除く別に証明書の様式のみを定め事務手続の定めのない証明で、委員会が証明書を交付するものは、次のとおりである。

耕作証明（周南市農業委員会農地法施行に関する実施要綱（令和6年周南市農業委員会要綱第7号）第2条第2項第6号に規定する耕作証明書（以下「耕作証明書」という。）による証明をいう。ただし、他市町村における農地法第3条第1項の許可申請又は農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項に規定する農用地利用集積等促進計画（以下「農用地利用集積等促進計画」という。）に定める同条第2項第2号イに規定する賃借権の設定等の申出をする際に、権利を取得しようとする者又はその世帯員等（農地法第2条第2項に規定する世帯員等をいう。以下同じ。）が権利を有している農地等が本市に所在する場合における全部効率利用要件の確認のための証明に限る。以下「耕作証明（農地法第3条申請等）」という。)

- 4 前3項を除く証明で、委員会が証明書を交付するものは、次のとおりである。
- (1) 耕作証明（その他）
 - (2) 農業を営む者であることの証明
 - (3) 貸付・借受地証明
 - (4) 農地転用事実証明

- (5) 申請・届出済証明
- (6) 許可・受理済証明
- (7) 現地確認に係る証明書・通知書の交付証明
- (8) 特定の事業用資産の買換えの場合の課税の特例に係る土地等の買換えについて農業委員会が適当と認める証明
- (9) 譲渡所得の特別控除に係る土地等についての農業委員会のあっせんの証明
- (10) その他の証明
(証明書交付請求書)

第3条 請求者（証明願等を提出し証明書を受領するため窓口に来た者をいう。以下同じ。）は、証明書交付請求書（別記様式第1号。以下「交付請求書」という。）に請求者の住所、氏名、生年月日及び電話番号、申請者の住所及び氏名並びに必要とする証明書及び必要数を記入して、委員会に提出しなければならない。

2 前項の交付請求書の提出の際に、併せて、前条第1項若しくは第2項に定める証明願、前条第3項に定める証明書又は第6条から第14条までの規定に定める証明願を提出するものとする。

3 委員会は、第1項の交付請求書の受付けの際に、周南市農業委員会申請等に係る本人確認の手續等に関する取扱要綱（令和7年周南市農業委員会要綱第1号）の規定に基づき請求者の本人確認を行い、その旨を交付請求書に記録するものとする。
(耕作証明（農地法第3条申請等）)

第4条 第2条第3項に規定する耕作証明（農地法第3条申請等）の申請者は、耕作証明書に申請者又はその世帯員等が現在耕作し、又は所有している農地その他の所要事項を記入し、委員会に提出しなければならない。

2 交付請求書には、当該証明書の提出先を記入しなければならない。

3 委員会は、第1項に規定する証明書の提出があった場合には、周南市農業委員会全部効率利用要件の確認に係る事務処理要領（令和6年3月1日施行）第3条第1号の規定を準用し、耕作等の状況を把握の上、証明書の末尾に奥書した証明書を交付するものとする。

(耕作証明（その他）)

第5条 第2条第4項第1号に規定する耕作証明（その他）は、農地台帳の耕作面積の確認、補助金交付申請、農地の売買、賃借等の手續等に使用するもので、請求者

から提出された交付請求書に基づき、農業委員会サポートシステム（以下「システム」という。）により耕作証明願（別記様式第2号）を印刷し、当該証明書として交付するものとする。

- 2 前項の交付請求書には、当該証明書の使用目的（何のために、どこに提出するのか等）を記入しなければならない。

（農業を営む者であることの証明）

第6条 第2条第4項第2号に規定する農業を営む者であることの証明は、市街化調整区域内で農家住宅又は農業用倉庫を建築しようとする者が、市に対して都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第60条の規定による開発行為又は建築に関する証明書等の交付を申請する際に、その添付書類とするため、委員会において申請者が農業を営む者である旨の証明を行うものとする。

- 2 市では、前項の添付書類とされた証明書及び農家住宅又は農業用倉庫を建築しようとする者から提出された自己申告書により、都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項第2号に規定する市街化調整区域、区域区分が定められていない都市計画区域又は準都市計画区域内において行う開発行為で、農業、林業若しくは漁業の用に供する政令で定める建築物又はこれらの業務を営む者の居住の用に供する建築物の建築の用に供する目的で行うものに適合する旨を判断し、同項本文ただし書の規定により開発行為を行う場合であっても開発許可を要しないことを確認し、前項の開発行為又は建築に関する証明書により開発許可が不要であり都市計画法の規定に適合している旨が証明されるものとする。

- 3 開発許可が不要として農家住宅を建築するための主な条件は次のとおりとされる。

- (1) 申請者は、自ら農業を営む者であることが必要であり、名義貸しは認められないこと。

- (2) 農業を営む者は、次のいずれかであること。

- ア 10アール以上の経営耕地（自ら経営する耕地（畦畔を含む田、畑、樹園地の合計）をいい、自作地と借入地に区分され、貸付地は含まない。）を有している者

- イ 自ら生産する農業生産物で、年間における農産物販売金額が15万円以上ある者

- ウ ア又はイに該当する業務に年間60日以上従事する者

- (3) 被傭者や兼業者は含むが、臨時的と認められる者は含まないこと。
 - (4) 農地と農家住宅とは同じ地域内でなければならないこと。
 - (5) 認められる農家住宅は、1世帯につき1戸までとすること。
- 4 申請者は、農業を営む者であることの証明願（別記様式第3号）に所要事項を記入し、委員会に提出しなければならない。
- 5 委員会は、前項に規定する証明願の提出があった場合には、農地台帳の確認、市街化調整区域内の確認、現地確認、申請者からの事情聴取等により、申請者が農業を営む者であると認められるときは、証明願の末尾に奥書した証明書を交付するものとする。

（貸付・借受地証明）

第7条 第2条第4項第3号に規定する貸付・借受地証明は、税務申告等に使用するため、次に掲げる農地等の貸借をしている旨の証明を行うものとする。

- (1) 農地法第3条の規定により使用貸借による権利又は賃借権が設定された農地等
 - (2) 農用地利用集積等促進計画により賃借権又は使用貸借による権利が設定された農地等
 - (3) 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）第1条の規定による改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項に規定する農用地利用集積計画（農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律の施行後に同法附則第5条第1項の規定により地域計画の策定までの間なお従前の例によるとされた農用地利用集積計画を含む。）により賃借権又は使用貸借による権利が設定された農地等
 - (4) 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律第2条の規定による改正前の農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項に規定する農用地利用配分計画（農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律の施行後に同法附則第9条第1項の規定により地域計画の策定までの間なお従前の例によるとされた農用地利用配分計画を含む。）により賃借権又は使用貸借による権利が設定された農地等
- 2 申請者は、次に掲げる証明願に所要事項を記入し、委員会に提出しなければならない。
- (1) 貸付地であることの証明 貸付地証明願（別記様式第4号）

(2) 借受地であることの証明 借受地証明願 (別記様式第5号)

3 委員会は、前項に規定する証明願の提出があった場合は、システムにより当該証明願の内容を確認し、証明願の末尾に奥書した証明書を交付するものとする。

(農地転用事実証明)

第8条 第2条第4項第4号に規定する農地転用事実証明は、農地法第4条第1項又は同法第5条第1項の規定により許可申請又は届出を行い許可又は届出受理されたが、地目変更に関する登記を完了していない場合、登記申請等の際に農地転用事実について明らかにするため証明を行うものとする。

2 申請者は、当該地について所有権を有する者又はその承継人とする。

3 申請者は、農地転用事実証明願 (別記様式第6号) に所要事項を記入し、委員会に提出しなければならない。

4 申請者は、許可又は届出受理されたときの申請者又は届出者と異なる場合は、権利の継承が確認できる書類を提出しなければならない。

5 委員会は、第3項に規定する証明願の提出があった場合には、システムにより当該証明願の内容を確認し、必要に応じて現地確認を行い、証明願の末尾に奥書した証明書を交付するものとする。

(申請・届出済証明)

第9条 第2条第4項第5号に規定する申請・届出済証明は、委員会で取り扱う申請 (許可申請、許可取消申請及び事業計画変更承認申請並びに第2条第1項及び第2項に規定する証明に係る証明書の交付申請 (以下「証明願い」という。)に限る。) 又は届出 (届出の取消願い、事業計画変更届出及び農地改良変更届出を含む。) が、提出され現在手続中である旨の証明を行うものとする。

2 申請者は、申請・届出済証明願 (別記様式第7号) に所要事項を記入し、委員会に提出しなければならない。

3 委員会は、許可、証明又は受理の手続が完了したものに係る証明願は受け付けることができない。

4 委員会は、第2項に規定する証明願の提出があった場合には、システムにより当該証明願の内容を確認し、証明願の末尾に奥書した証明書を交付するものとする。

(許可・受理済証明)

第10条 第2条第4項第6号に規定する許可・受理済証明は、許可指令書又は受理通

知書を紛失してしまった等の場合に代わりとするため、過去に農地法の許可若しくは届出受理又は周南市農業委員会農地改良に係る届出に関する要綱（令和3年周南市農業委員会要綱第4号）の届出受理をしている旨の証明を行うものとする。

2 申請者は、次に掲げる証明願に所要事項を記入し、委員会に提出しなければならない。

(1) 許可済であることの証明

- ア 農地法第3条許可済証明願（別記様式第8号）
- イ 農地法第4条許可済証明願（別記様式第9号）
- ウ 農地法第5条許可済証明願（別記様式第10号）
- エ 農地法第18条許可済証明願（別記様式第11号）

(2) 届出を受理済であることの証明

- ア 農地法第3条届出受理済証明願（別記様式第12号）
- イ 農地法第3条の3届出受理済証明願（別記様式第13号）
- ウ 農地法第4条届出受理済証明願（別記様式第14号）
- エ 農地法第5条届出受理済証明願（別記様式第15号）
- オ 農地法第18条届出受理済証明願（別記様式第16号）
- カ 農地法第43条届出受理済証明願（別記様式第17号）
- キ 農地改良届出受理済証明願（別記様式第18号）

2 委員会は、前項に規定する証明願の提出があった場合には、システムにより当該証明願の内容を確認し、証明願の末尾に奥書した証明書を交付するものとする。

（現地確認に係る証明書・通知書の交付証明）

第11条 第2条第4項第7号に規定する現地確認に係る証明書・通知書の交付証明は、地目変更登記等に使用するため、次に掲げる証明書又は通知書を紛失してしまった等の場合に、代わりとなるよう過去にこれらの証明書又は通知書を交付した旨の証明を行うものとする。

(1) 非農地証明書（周南市農業委員会非農地証明に係る事務処理要領第4条第1項に規定する非農地証明書をいう。）

(2) 非農地通知書（周南市農業委員会非農地判断に係る事務処理要領（令和3年10月1日施行）第11条第1項、周南市農業委員会登記官等からの照会に係る事務処理要領（令和3年10月1日施行）第11条第1項又は周南市農業委員会非農

地判断施行前に非農地扱いとした土地等の非農地判断等に関する要綱（令和4年周南市農業委員会要綱第8号）第7条第2項に規定する非農地通知書をいう。）

(3) 開墾等の現地確認通知書（周南市農業委員会開墾等により新たに農地とする土地に係る事務処理要領（令和7年3月1日施行）第6条第1号に規定する現地確認通知書をいう。）

(4) 農地台帳登載通知書（周南市農業委員会開墾等により新たに農地とする土地に係る事務処理要領第6条第2号に規定する農地台帳登載通知書をいう。）

(5) 農地再生の現地確認通知書（周南市農業委員会非農地とした土地の農地再生に係る事務処理要領（令和6年8月1日施行）第6条第1号に規定する現地確認通知書をいう。）

(6) 農地復元通知書（周南市農業委員会非農地とした土地の農地再生に係る事務処理要領第6条第2号に規定する農地復元通知書をいう。）

(7) 農地転用事実確認通知書（周南市農業委員会農地転用事実の確認に係る事務処理要領（令和7年2月1日施行）第5条第1項に規定する農地転用事実確認通知書をいう。）

2 申請者は、現地確認に係る証明書・通知書の交付証明願（別記様式第19号）に所要事項を記入し、委員会に提出しなければならない。

3 委員会は、前項に規定する証明願の提出があった場合には、システムにより当該証明願の内容を確認し、証明願の末尾に奥書した証明書を交付するものとする。

（特定の事業用資産の買換えの場合の課税の特例に係る土地等の買換えについて農業委員会が適当と認める証明）

第12条 第2条第4項第8号に規定する特定の事業用資産の買換えの場合の課税の特例に係る土地等の買換えについて農業委員会が適当と認める証明は、買換資産である土地等（土地及び土地の上に存する権利をいう。以下同じ。）が、当該土地等で行おうとする農業の経営規模及びその内容、申請者の農業経営に関する能力等、当該地域における土地の利用状況その他の事情に照らし、申請者が個人の場合は租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第25条第20項第2号、法人の場合は租税特別措置法施行令第39条の7第18項第2号に規定する農業委員会が適当であると認めるものに該当する旨の証明を行うものとする。

2 申請者は、特定の事業用資産の買換えの場合の課税の特例に係る土地等の買換え

について農業委員会が適当と認める証明願（別記様式第 20 号）に所要事項を記入し、委員会に提出しなければならない。

- 3 委員会は、前項に規定する証明願の提出があった場合には、農地台帳の確認、システムによる当該証明願の内容の確認、申請者からの事情聴取等により、買換資産である土地等につき農業委員会が適当であると認めるものに該当するものであるときは、証明願の末尾に奥書した証明書を交付するものとする。

（譲渡所得の特別控除に係る土地等についての農業委員会のあっせんの証明）

第 13 条 第 2 条第 4 項第 9 号に規定する譲渡所得の特別控除に係る土地等についての農業委員会のあっせんの証明は、農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 23 条の規定により、個人又は法人がその所有する土地を農地移動適正化あっせん事業（農地移動適正化あっせん事業実施要領（昭和 45 年 1 月 12 日付け 44 農地 B 第 3712 農林事務次官通知）により、農業振興地域の整備に関する法律第 18 条に規定する農業委員会が農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 6 条第 2 項の規定に基づき農業振興地域内の農用地等について行う農地保有の合理化のための権利移動のあっせんの事業をいう。以下同じ。）の実施による農業委員会のあっせんによって譲り渡した場合には、個人にあつては租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 34 条の 3 第 1 項の規定により所得税が、法人にあつては租税特別措置法第 65 条の 5 第 1 項の規定により法人税が軽減されることから、土地等の譲渡につき委員会があっせんを行ったことの証明を行うものとする。

- 2 申請者は、譲渡所得の特別控除に係る土地等についての農業委員会のあっせんの証明願（別記様式第 21 号）に所要事項を記入し、委員会に提出しなければならない。

- 3 委員会は、前項に規定する証明願の提出があった場合には、農地移動適正化あっせん事業実施要領 13(1)の規定により申請者から契約書を提示させ、当該契約内容とあっせん調書との照合を行い、当該契約が当該あっせんに基づき成立したものであることを確認の上、証明願の末尾に奥書した証明書を交付するものとする。

（その他の証明）

第 14 条 第 2 条第 4 項第 10 号に規定するその他の証明は、第 2 条第 1 項及び第 2 項並びに第 4 条から前条までに規定する証明以外のもので、委員会が証明をする必要が生じた場合に証明を行うものとする。

- 2 前項の証明に用いる証明願（証明書を含む。）は、システムの印刷機能により作成できるものはその出力帳票の様式とし、それ以外は委員会の事務局（以下「事務局」という。）において証明願の様式を定めるものとする。
- 3 申請者は、前項の証明願に所要事項を記入し、委員会に提出しなければならない。
- 4 交付請求書には、当該証明書の名称を記入しなければならない。
- 5 委員会は、第3項に規定する証明願の提出があった場合には、農地台帳の確認、システムによる当該証明願の内容の確認、現地確認、申請者からの事情聴取等により、証明をする事実を確認の上、証明書を交付するものとする。

（証明不可能なものの取扱い）

第15条 委員会は、第4条から前条までに規定する証明であって、証明が適当でない
と認めるときは、次のとおり対応するものとする。

- (1) 申請者から証明願等が提出された日（以下「提出日」という。）に即日窓口において当該証明書を交付するものについては、申請者に対して、口頭で当該証明書を交付しない理由を伝え、提出された証明願（添付書類がある場合には添付書類を含む。以下この条において同じ。）を返戻するものとする。
- (2) 提出日に当該証明書を交付しないものについては、証明願返戻通知書（別記様式第22号）に当該証明書を交付しない理由を明記し、申請者に通知するとともに提出された証明願を返戻するものとする。

（交付の手数料）

第16条 申請者は、証明を受けるに当たって、周南市手数料条例（平成15年周南市条例第57号。以下「手数料条例」という。）に基づく手数料を支払うものとする。ただし、買受適格証明及び耕作証明（農地法第3条申請等）に係る証明書の交付並びに手数料条例第6条第1項第2号に規定する国又は他の地方公共団体その他公共団体において公用又は公共用に使用するため申請があったときの証明書の交付は、無料とする。

- 2 前項に規定する手数料の金額は、非農地証明については、手数料条例別表その6その他の(9)を適用し、非農地証明を除く証明については、手数料条例別表その6その他の(10)を適用するものとする。

（システムの印刷機能による出力帳票）

第17条 第2条第1項各号若しくは第2項各号に掲げられた周南市農業委員会の要

領による証明願若しくは証明書の様式、第2条第3項に規定された証明書の様式又は第6条から第13条までに規定された証明願の様式は、同様のものがシステムの印刷機能により作成できる場合には、その出力帳票を様式とすることができ、システムにより印刷した証明願又は証明書を使用することができるものとする。

(その他)

第18条 この要領の施行に関し必要な事項は、委員会の事務局長が別に定める。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

証明書交付請求書

（宛先）周南市農業委員会会長

1 請求者（窓口に来られた方）はどなたですか。		請求年月日	年	月	日
住所 フリガナ		生年月日	明治・大正・昭和 平成・令和	年	月
氏名		電話番号	（日中連絡の取れる電話番号を記入してください。）		

2 どなた（証明を受ける者・申請者）の証明が必要ですか。	
住所	<input type="checkbox"/> 請求者と同じ
フリガナ	
氏名	<input type="checkbox"/> 請求者と同じ

3 どの証明書が何通必要ですか。	手数料
<input type="checkbox"/> (1) 非農地証明書	通 ※別途記載
<input type="checkbox"/> (2) 耕作証明書（農地法第3条申請等） 〔提出先： <input type="checkbox"/> 市・町農業委員会 <input type="checkbox"/> 農地中間管理機構〕	通 無料
<input type="checkbox"/> (3) 耕作証明書（その他） 〔使用目的： 〕	通
<input type="checkbox"/> (4) 農業を営む者であることの証明書（都市計画法施行規則第60条関係）	通
<input type="checkbox"/> (5) 貸付・借受地証明書〔 <input type="checkbox"/> ①貸付地 <input type="checkbox"/> ②借受地〕	通
<input type="checkbox"/> (6) 農地転用事実証明書	通
<input type="checkbox"/> (7) 申請・届出済証明書	通
<input type="checkbox"/> (8) 許可・受理済証明書 〔 <input type="checkbox"/> ①農地法第 条許可済 <input type="checkbox"/> ②農地法第 条届出受理済 <input type="checkbox"/> ③農地法第3条の3届出受理済 <input type="checkbox"/> ④農地改良届出受理済〕	通
<input type="checkbox"/> (9) 現地確認に係る証明書・通知書の交付証明書	通
<input type="checkbox"/> (10) 買受適格証明書 〔 <input type="checkbox"/> ①農地法第3条第1項 <input type="checkbox"/> ②農地法第3条第1項第13号 <input type="checkbox"/> ③農地法第5条第1項 <input type="checkbox"/> ④農地法第5条第1項第6号 <input type="checkbox"/> ⑤農地法第5条第4項〕	通 無料
<input type="checkbox"/> (11) 贈与税の納税猶予に関する適格者証明書	通
<input type="checkbox"/> (12) 相続税の納税猶予に関する適格者証明書	通
<input type="checkbox"/> (13) 引き続き農業経営を行っている旨の証明書 〔 <input type="checkbox"/> ①贈与税の納税猶予 <input type="checkbox"/> ②相続税の納税猶予〕の期間中	通
<input type="checkbox"/> (14) 引き続き特定貸付けを行っている旨の証明書 〔 <input type="checkbox"/> ①贈与税の納税猶予 <input type="checkbox"/> ②相続税の納税猶予〕の期間中	通
<input type="checkbox"/> (15) 引き続き営農困難時貸付けを行っている旨の証明書 〔 <input type="checkbox"/> ①贈与税の納税猶予 <input type="checkbox"/> ②相続税の納税猶予〕の期間中	通
<input type="checkbox"/> (16) 農地等の受贈者に係る農業委員会の証明書 〔 <input type="checkbox"/> ①不動産取得税の徴収猶予に関する適格者証明 <input type="checkbox"/> ②引き続き農業経営を行っている旨の証明〕	通
<input type="checkbox"/> (17) 特定の事業用資産の買換えの場合の課税の特例に係る土地等の買換えについて農業委員会が適当と認める証明書	通
<input type="checkbox"/> (18) 譲渡所得の特別控除に係る土地等についての農業委員会のあつせん の証明書	通
<input type="checkbox"/> (19) []	通

※ 非農地証明は、1通につき800円（1筆を超えるものは1筆増すごとに100円加算する。）

- 【ご注意】**
- 太線の中に記入・チェック☑してください。
 - (1)から(18)までに該当するものがなければ、その証明を(19)に記入してください。
 - (3)を除き、別途、個別の証明願等を提出してください。

《事務局使用欄》

決裁欄				公印使用			交 付 年月日	手数料	本人確認
局長	次長	補佐	担当	年月日	押印数	取扱者			
				<input type="checkbox"/> 証明する <input type="checkbox"/> できない				<input type="checkbox"/> 円 <input type="checkbox"/> 無料	<input type="checkbox"/> マイナンバーカード <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> パスポート <input type="checkbox"/> 年金手帳、福祉手帳 <input type="checkbox"/> ()

耕作証明願

年 月 日

（宛先）周南市農業委員会会長

申請者 住所
氏名
電話番号

申請者が適法な耕作権を有する経営農地は、次のとおりであることを証明願います。

現況地目	自作 (㎡)	借入 (㎡)	計 (㎡)
田			
畑			
採草放牧地			
樹園地			
計			

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

周南市農業委員会会長 印

※別記

確認を受ける土地の所在	番号	所在・地番	現況地目	面積 (㎡)	

農業を営む者であることの証明願

年 月 日

（宛先）周南市農業委員会会長

申請者 住所
（建築主） 氏名
電話番号

代理人 資格
住所
氏名
電話番号

私が、下記の土地に建物を建築するに当たり、都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第60条の規定により、都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項第2号に該当することの証明を受けたいので、農業を営む者であることを下記の証明事項により証明願います。

記

1 申告事項

建築しようとする土地	所在地			地目		面積	m ²	
	所有者	住所			氏名			
建築物の種類		1 農家住宅 ・ 2 農業用倉庫		(該当番号に○)				
世帯員								
氏名	申請者との続柄	年齢	職業	氏名	申請者との続柄	年齢	職業	

2 証明事項

「農地台帳の確認」欄及び「市街化調整区域内の確認」欄は農業委員会が記入

(1) 耕作規模が1,000 m ² 以上の場合 (建築しようとする土地を除く。)	農地の所在	地番	地目	面積m ²	耕作者	所有者	農地台帳の確認	市街化調整区域内の確認
		他筆	計					
	合 計							
(2) 耕作規模が1,000 m ² 未満の集約農業の場合	営農地	施設の名称・規模		主たる農産物		市街化調整区域内の確認		
(3) 畜産等の場合	事業地	事業の種類		事業の規模		市街化調整区域内の確認		
(4) 農地所有適格法人の従事者である場合	法人の名称及び所在地		法人の営農地	法人の事業規模	法人の構成員数	法人事業のための申請人の従事日数		
					人	日		

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

周南市農業委員会会長 印

- 注1 この証明書は、市街化調整区域において、農家住宅又は農業用倉庫を建築しようとする者が、農業を営む者であることを証明するもので、都市計画法第29条第1項第2号に規定する農家住宅又は農業用倉庫に係る都市計画法施行規則第60条に規定する「開発行為または建築に関する証明書等交付請求書」に添付してください。
- 2 この証明書の交付を受けるためには、証明願の各欄に必要な事項を記入して申請します。
 - 3 申請者の住所及び氏名は、法人にあっては、その主たる事務所の所在地並びに法人の名称、代表者の職名及び氏名を記入してください。
 - 4 代理人が申請をする場合
 - (1) 代理人の資格、住所、氏名、電話番号を記入してください。
 - (2) 法定代理人にあっては、代理人資格として親権者、未成年後見人、成年後見人、保佐人又は補助人のいずれかを記入してください。

また、法定代理人であることを証する書類（保佐人又は補助人はあわせて代理権を有することを証する書類）を添付してください。
 - (3) 任意代理人にあっては、その資格を記入の上、委任状を添付してください。
 - 5 この証明書の交付にあたっては、「申請者（建築主）」が、過去1年以上継続して営農しており、かつ将来にわたって農業を営むと認められることが必要です。
 - 6 「耕作者」とは、農地の使用収益権に基づき耕作をしている者をいい、「申請者」と同一人であることが必要です。

なお、「農地の使用収益権に基づき耕作している者」には、当該使用収益権に基づき耕作を行っている世帯員（住居及び生計を一にする親族）を含みますが、「農家住宅」の建築により、当該使用収益権を有する者と別世帯となる予定の者は含みません。
 - 7 「証明事項」は、市街化調整区域内での農業に関するものに限ります。
 - 8 「耕作規模が1,000㎡以上の場合」で、申請者の耕作土地の筆数が多い場合は、面積の大きい3筆について1筆毎に所定の事項を記入し、他は合筆して記入してください。
 - 9 「耕作面積が1,000㎡未満の集約農業の場合」又は「畜産等の場合」は、「税務署又は市町長が発行する申請者の前年の農業所得証明書」を添付してください。
 - 10 「農地所有適格法人の従業者である場合」は、当該証明事項を明らかにできる書類等を添付してください。

貸付地証明願

年 月 日

（宛先）周南市農業委員会会長

申請者 住所
氏名
電話番号

下記の農地等について、貸付地であることを証明願います。

記

1 土地の表示・借主の氏名						
大字	字	地番	地目		面積 (㎡)	借主の氏名
			登記簿	現況		
2 証明を必要とする理由（使用目的・提出先等）						

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

周南市農業委員会会長 印

- 注 1 申請者の住所及び氏名は、法人にあつては、その主たる事務所の所在地並びに法人の名称、代表者の職名及び氏名を記入してください。
- 2 代理人が申請をする場合
- (1) 「申請者 住所 氏名 電話番号」の下に、代理人の資格、住所、氏名、電話番号を記入してください。
- (2) 法定代理人にあつては、代理人資格として親権者、未成年後見人、成年後見人、保佐人又は補助人のいずれかを記入してください。
- また、法定代理人であることを証する書類（保佐人又は補助人はあわせて代理権を有することを証する書類）を添付してください。
- (3) 任意代理人にあつては、その資格を記入の上、委任状を添付してください。

借 受 地 証 明 願

年 月 日

（宛先）周南市農業委員会会長

申請者 住所
氏名
電話番号


下記の農地等について、借受地であることを証明願います。

記

1 土地の表示・貸主の氏名						
大 字	字	地 番	地 目		面 積 (㎡)	貸主の氏名
			登記簿	現況		
2 証明を必要とする理由（使用目的・提出先等）						

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

周南市農業委員会会長 

- 注 1 申請者の住所及び氏名は、法人にあっては、その主たる事務所の所在地並びに法人の名称、代表者の職名及び氏名を記入してください。
- 2 代理人が申請をする場合
- (1) 「申請者 住所 氏名 電話番号」の下に、代理人の資格、住所、氏名、電話番号を記入してください。
- (2) 法定代理人にあっては、代理人資格として親権者、未成年後見人、成年後見人、保佐人又は補助人のいずれかを記入してください。
- また、法定代理人であることを証する書類（保佐人又は補助人はあわせて代理権を有することを証する書類）を添付してください。
- (3) 任意代理人にあっては、その資格を記入の上、委任状を添付してください。

添付書類

許可又は届出が受理されたときの申請者又は届出者と現在の申請者が異なる場合は、権利の継承が確認できる書類

- 注 1 申請者の住所及び氏名は、法人にあっては、その主たる事務所の所在地並びに法人の名称、代表者の職名及び氏名を記入してください。
- 2 代理人が申請をする場合
- (1) 「申請者 住所 氏名 電話番号」の下に、代理人の資格、住所、氏名、電話番号を記入してください。
- (2) 法定代理人にあっては、代理人資格として親権者、未成年後見人、成年後見人、保佐人又は補助人のいずれかを記入してください。
- また、法定代理人であることを証する書類（保佐人又は補助人はあわせて代理権を有することを証する書類）を添付してください。
- (3) 任意代理人にあっては、その資格を記入の上、委任状を添付してください。
- 3 「1 証明を受けようとする農地転用に係る許可又は届出」は、該当するもの1つにチェック してください。
- 4 「2 証明を受けようとする農地転用に係る許可指令書又は受理通知書の日付及び番号」は、許可指令書又は受理通知書のいずれかにチェック をし、許可年月日及び指令番号又は受理年月日及び文書番号を記入してください。
- 5 「3 証明を受けようとする農地転用の当事者」の「区分」欄には、農地法第4条に係る許可又は届出受理にあっては、上段のみに「申請者」又は「届出者」と、農地法第5条に係る許可又は届出受理にあっては、「譲受人」及び「譲渡人」又は「借受人」及び「貸付人」と記入してください。
- 6 「3 証明を受けようとする農地転用の当事者」の住所及び氏名は、法人にあっては、その主たる事務所の所在地並びに法人の名称、代表者の職名及び氏名を記入してください。

申請・届出済証明願

年 月 日

（宛先）周南市農業委員会会長

申請者 住所
氏名
電話番号

下記の申請又は届出をしたことを証明願います。

記

1 証明を受けようとする申請又は届出					
申 請			届 出		
<input type="checkbox"/> 農地法（昭和27年法律第229号）第3条第1項許可申請 <input type="checkbox"/> 農地法第3条第1項許可取消申請 <input type="checkbox"/> 農地法第4条第1項許可申請 <input type="checkbox"/> 農地法第4条第1項許可取消申請 <input type="checkbox"/> 農地法第4条第1項事業計画変更承認申請 <input type="checkbox"/> 農地法第5条第1項許可申請 <input type="checkbox"/> 農地法第5条第1項許可取消申請 <input type="checkbox"/> 農地法第5条第1項事業計画変更承認申請 <input type="checkbox"/> 農地法第18条第1項許可申請 <input type="checkbox"/> 農地法第18条第1項許可取消申請 <input type="checkbox"/> 買受適格証明願 <input type="checkbox"/> 贈与税の納税猶予に関する適格者証明願 <input type="checkbox"/> 相続税の納税猶予に関する適格者証明願 <input type="checkbox"/> 不動産取得税の徴収猶予に関する適格者証明願 <input type="checkbox"/> 引き続き〔農業経営・特定貸付け・営農困難時貸付け〕を行っている旨の証明願 <input type="checkbox"/> 非農地証明願			<input type="checkbox"/> 農地法第3条第1項第13号届出 <input type="checkbox"/> 農地法第3条第1項第14号の2届出 <input type="checkbox"/> 農地法第4条第1項第2号届出 <input type="checkbox"/> 農地法第4条第1項第7号届出 <input type="checkbox"/> 農地法第4条第1項第8号及び農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）第29条届出 <input type="checkbox"/> 農地法第5条第1項第1号届出 <input type="checkbox"/> 農地法第5条第1項第6号届出 <input type="checkbox"/> 農地法第5条第1項第7号及び農地法施行規則第53条届出 <input type="checkbox"/> 農地法第18条第1項第4号届出 <input type="checkbox"/> 農地法第43条第1項届出 <input type="checkbox"/> 周南市農業委員会農地改良に係る届出に関する要綱（令和3年周南市農業委員会要綱第4号）第3条の農地改良届出 ※上記のうち次の場合には該当にチェック☑ <input type="checkbox"/> 届出の取消願 <input type="checkbox"/> 事業計画変更の届出 <input type="checkbox"/> 農地改良変更の届出		
2 証明を受けようとする申請又は届出をした日					
年 月 日					
3 証明を受けようとする申請又は届出の当事者					
区 分		住 所		氏 名	
4 証明を受けようとする申請又は届出に係る土地の表示					
大 字	字	地 番	地 目		面積（㎡）
			登記簿	現況	
5 証明を必要とする理由（使用目的・提出先等）					

上記の内容が申請又は届出され、手続中であることを証明します。

年 月 日

周南市農業委員会会長 印

- 注 1 申請者の住所及び氏名は、法人にあつては、その主たる事務所の所在地並びに法人の名称、代表者の職名及び氏名を記入してください。
- 2 代理人が申請をする場合
- (1) 「申請者 住所 氏名 電話番号」の下に、代理人の資格、住所、氏名、電話番号を記入してください。
- (2) 法定代理人にあつては、代理人資格として親権者、未成年後見人、成年後見人、保佐人又は補助人のいずれかを記入してください。
- また、法定代理人であることを証する書類（保佐人又は補助人はあわせて代理権を有することを証する書類）を添付してください。
- (3) 任意代理人にあつては、その資格を記入の上、委任状を添付してください。
- 3 「1 証明を受けようとする申請又は届出」は、該当するもの1つにチェック☑してください。
- また、チェックした届出が、届出の取消願ひ、事業計画変更の届出又は農地改良変更の届出である場合には、該当するものにチェック☑してください。
- 4 「3 証明を受けようとする申請又は届出の当事者」の「区分」欄には、連名による申請又は届出あったものについて、「譲受人」及び「譲渡人」、「借受人」及び「貸付人」、「受託者」及び「委託者」、「賃貸人」及び「賃借人」、「贈与者」及び「受贈者」又は「被相続人」及び「相続人」と記入してください。
- 単独による申請又は届出の場合は、上段のみに「申請者」又は「届出者」と記入してください。
- 5 「3 証明を受けようとする申請又は届出の当事者」の住所及び氏名は、法人にあつては、その主たる事務所の所在地並びに法人の名称、代表者の職名及び氏名を記入してください。

- 注 1 申請者の住所及び氏名は、法人にあつては、その主たる事務所の所在地並びに法人の名称、代表者の職名及び氏名を記入してください。
- 2 代理人が申請をする場合
- (1) 「申請者 住所 氏名 電話番号」の下に、代理人の資格、住所、氏名、電話番号を記入してください。
- (2) 法定代理人にあつては、代理人資格として親権者、未成年後見人、成年後見人、保佐人又は補助人のいずれかを記入してください。
- また、法定代理人であることを証する書類（保佐人又は補助人はあわせて代理権を有することを証する書類）を添付してください。
- (3) 任意代理人にあつては、その資格を記入の上、委任状を添付してください。
- 3 「2 証明を受けようとする許可の当事者」の住所及び氏名は、法人にあつては、その主たる事務所の所在地並びに法人の名称、代表者の職名及び氏名を記入してください。
- 4 「4 証明を受けようとする許可に係る権利の種類及び設定又は移転の別」は、該当するものにチェック☑してください。
- 例示した中に該当するものがないときは、「その他」にチェック☑をし、() 内に記入してください。

農地法第4条許可済証明願

年 月 日

（宛先）周南市農業委員会会長

申請者 住所
氏名
電話番号


下記のとおり、農地法（昭和27年法律第229号）第4条第1項の規定による農地の転用の許可がなされたことを証明願います。

記

1 証明を受けようとする許可の許可年月日及び指令番号					
年		月		日付け 指令周農委4条許可第 号	
2 証明を受けようとする許可の当事者					
住 所			氏 名		
3 証明を受けようとする許可に係る土地の表示					
大 字	字	地 番	地 目		面積 (㎡)
			登記簿	現況	
4 証明を受けようとする許可に係る転用目的					
5 証明を必要とする理由（使用目的・提出先等）					

上記のとおり相違ないことを証明します。ただし、本証明書は願出の使用目的以外には使用できません。

年 月 日

周南市農業委員会会長 

- 注 1 申請者の住所及び氏名は、法人にあつては、その主たる事務所の所在地並びに法人の名称、代表者の職名及び氏名を記入してください。
- 2 代理人が申請をする場合
- (1) 「申請者 住所 氏名 電話番号」の下に、代理人の資格、住所、氏名、電話番号を記入してください。
- (2) 法定代理人にあつては、代理人資格として親権者、未成年後見人、成年後見人、保佐人又は補助人のいずれかを記入してください。
- また、法定代理人であることを証する書類（保佐人又は補助人はあわせて代理権を有することを証する書類）を添付してください。
- (3) 任意代理人にあつては、その資格を記入の上、委任状を添付してください。
- 3 「2 証明を受けようとする許の当事者」の住所及び氏名は、法人にあつては、その主たる事務所の所在地並びに法人の名称、代表者の職名及び氏名を記入してください。

- 注 1 申請者の住所及び氏名は、法人にあつては、その主たる事務所の所在地並びに法人の名称、代表者の職名及び氏名を記入してください。
- 2 代理人が申請をする場合
- (1) 「申請者 住所 氏名 電話番号」の下に、代理人の資格、住所、氏名、電話番号を記入してください。
- (2) 法定代理人にあつては、代理人資格として親権者、未成年後見人、成年後見人、保佐人又は補助人のいずれかを記入してください。
- また、法定代理人であることを証する書類（保佐人又は補助人はあわせて代理権を有することを証する書類）を添付してください。
- (3) 任意代理人にあつては、その資格を記入の上、委任状を添付してください。
- 3 「2 証明を受けようとする許可の当事者」の住所及び氏名は、法人にあつては、その主たる事務所の所在地並びに法人の名称、代表者の職名及び氏名を記入してください。
- 4 「4 証明を受けようとする許可に係る権利の種類及び設定又は移転の別」は、該当するものにチェックしてください。
- 例示した中に該当するものがないときは、「その他」にチェックをし、() 内に記入してください。

農地法第 18 条許可済証明願

年 月 日

(宛先) 周南市農業委員会会長

申請者 住所
氏名
電話番号


下記のとおり、農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 18 条第 1 項の規定による農地等の賃貸借の解約等の許可がなされたことを証明願います。

記

1 証明を受けようとする許可の許可年月日及び指令番号					
年		月		日付け 指令周農委 18 条許可第 号	
2 証明を受けようとする許可の当事者					
区分		住所		氏名	
賃貸人					
賃借人					
3 証明を受けようとする許可に係る土地の表示					
大字	字	地番	地目		面積 (㎡)
			登記簿	現況	
4 証明を受けようとする許可に係る解約等					
<input type="checkbox"/> 解除 <input type="checkbox"/> 解約の申入れ <input type="checkbox"/> 合意による解約 <input type="checkbox"/> 更新をしない旨の通知					
5 証明を必要とする理由 (使用目的・提出先等)					

上記のとおり相違ないことを証明します。ただし、本証明書は願出の使用目的以外には使用できません。

年 月 日

周南市農業委員会会長 

- 注 1 申請者の住所及び氏名は、法人にあっては、その主たる事務所の所在地並びに法人の名称、代表者の職名及び氏名を記入してください。
- 2 代理人が申請をする場合
- (1) 「申請者 住所 氏名 電話番号」の下に、代理人の資格、住所、氏名、電話番号を記入してください。
- (2) 法定代理人にあっては、代理人資格として親権者、未成年後見人、成年後見人、保佐人又は補助人のいずれかを記入してください。
- また、法定代理人であることを証する書類（保佐人又は補助人はあわせて代理権を有することを証する書類）を添付してください。
- (3) 任意代理人にあっては、その資格を記入の上、委任状を添付してください。
- 3 「2 証明を受けようとする許可の当事者」の住所及び氏名は、法人にあっては、その主たる事務所の所在地並びに法人の名称、代表者の職名及び氏名を記入してください。
- 4 「4 証明を受けようとする許可に係る解約等」は、該当するものにチェックしてください。

農地法第 3 条届出受理済証明願

年 月 日

(宛先) 周南市農業委員会会長

申請者 住所
氏名
電話番号

下記のとおり、農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 3 条の規定による農地等の権利移動の届出の受理がなされたことを証明願います。

記

1 証明を受けようとする届出					
<input type="checkbox"/> 農地法第 3 条第 1 項第 13 号 (農地売買等事業による農地等の権利移動の届出) <input type="checkbox"/> 農貯法第 3 条第 1 項第 14 号の 2 (農地中間管理事業による農地等の権利移動の届出)					
2 証明を受けようとする届出の受理年月日及び文書番号					
年 月 日付け 周農委 3 条受理第 号					
3 証明を受けようとする届出の効力が生じた日 (届出書が到達した日)					
年 月 日					
4 証明を受けようとする届出の当事者					
区 分	住 所			氏 名	
譲受人					
譲渡人					
5 証明を受けようとする届出に係る土地の表示					
大 字	字	地 番	地 目		面積 (㎡)
			登記簿	現況	
6 証明を必要とする理由 (使用目的・提出先等)					

上記のとおり相違ないことを証明します。ただし、本証明書は願出の使用目的以外には使用できません。

年 月 日

周南市農業委員会会長 印

- 注 1 申請者の住所及び氏名は、法人にあつては、その主たる事務所の所在地並びに法人の名称、代表者の職名及び氏名を記入してください。
- 2 代理人が申請をする場合
- (1) 「申請者 住所 氏名 電話番号」の下に、代理人の資格、住所、氏名、電話番号を記入してください。
- (2) 法定代理人にあつては、代理人資格として親権者、未成年後見人、成年後見人、保佐人又は補助人のいずれかを記入してください。
また、法定代理人であることを証する書類（保佐人又は補助人はあわせて代理権を有することを証する書類）を添付してください。
- (3) 任意代理人にあつては、その資格を記入の上、委任状を添付してください。
- 3 「1 証明を受けようとする届出」は、いずれか1つにチェック☑してください。
- 4 「4 証明を受けようとする届出の当事者」の住所及び氏名は、法人にあつては、その主たる事務所の所在地並びに法人の名称、代表者の職名及び氏名を記入してください。

農地法第 3 条の 3 届出受理済証明願

年 月 日

(宛先) 周南市農業委員会会長

申請者 住所
氏名
電話番号


下記のとおり、農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 3 条の 3 の規定による農地等の権利取得の届出の受理がなされたことを証明願います。

記

1 証明を受けようとする届出の受理年月日及び文書番号						
年 月 日付け 周農委 3 条の 3 受理第 号						
2 証明を受けようとする届出の権利を取得した者						
住 所				氏 名		
3 証明を受けようとする届出に係る土地の表示等						
大 字	字	地 番	地 目		面積 (m ²)	所有者
			登記簿	現況		
4 証明を受けようとする届出に係る権利を取得した事由						
<input type="checkbox"/> 相続 <input type="checkbox"/> 包括遺贈 <input type="checkbox"/> 法人の合併・分割 <input type="checkbox"/> 時効取得 <input type="checkbox"/> その他 ()						
5 証明を受けようとする届出に係る権利を取得した日						
年 月 日						
6 証明を受けようとする届出に係る取得した権利の種類						
<input type="checkbox"/> 所有権 <input type="checkbox"/> 地上権 <input type="checkbox"/> 使用貸借による権利 <input type="checkbox"/> 賃借権 <input type="checkbox"/> その他 ()						
7 証明を必要とする理由 (使用目的・提出先等)						

上記のとおり相違ないことを証明します。ただし、本証明書は届出の使用目的以外には使用できません。

年 月 日

周南市農業委員会会長 

- 注 1 申請者の住所及び氏名は、法人にあつては、その主たる事務所の所在地並びに法人の名称、代表者の職名及び氏名を記入してください。
- 2 代理人が申請をする場合
- (1) 「申請者 住所 氏名 電話番号」の下に、代理人の資格、住所、氏名、電話番号を記入してください。
- (2) 法定代理人にあつては、代理人資格として親権者、未成年後見人、成年後見人、保佐人又は補助人のいずれかを記入してください。
また、法定代理人であることを証する書類（保佐人又は補助人はあわせて代理権を有することを証する書類）を添付してください。
- (3) 任意代理人にあつては、その資格を記入の上、委任状を添付してください。
- 3 「2 証明を受けようとする届出に係る権利を取得した者」の住所及び氏名は、法人にあつては、その主たる事務所の所在地並びに法人の名称、代表者の職名及び氏名を記入してください。
- 4 「4 証明を受けようとする届出に係る権利を取得した事由」は、該当するものにチェック☑してください。
例示した中に該当するものがないときは、「その他」にチェック☑をし、() 内に記入してください。
- 5 「6 証明を受けようとする届出に係る取得した権利の種類」は、該当するものにチェック☑してください。
例示した中に該当するものがないときは、「その他」にチェック☑をし、() 内に記入してください。

農地法第 4 条届出受理済証明願

年 月 日

（宛先）周南市農業委員会会長

申請者 住所
氏名
電話番号

下記のとおり、農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 4 条の規定による農地の転用の届出の受理がなされたことを証明願います。

記

1 証明を受けようとする届出					
<input type="checkbox"/> 農地法第 4 条第 1 項第 2 号（公共事業の施行に伴う農地の転用の届出） <input type="checkbox"/> 農地法第 4 条第 1 項第 7 号（市街化区域内農地の転用の届出） <input type="checkbox"/> 農地法第 4 条第 1 項第 8 号及び農地法施行規則（昭和 27 年農林省令第 79 号）第 29 条 （農地の転用の制限の例外としての届出）					
2 証明を受けようとする届出の受理年月日及び文書番号					
<input type="checkbox"/> 年 月 日付け 周農委 4 条受理第 号 <input type="checkbox"/> 年 月 日付け 周農委規 29 条受理第 号					
3 証明を受けようとする届出の効力が生じた日（届出書が到達した日）					
年 月 日					
4 証明を受けようとする届出の当事者					
住 所			氏 名		
5 証明を受けようとする届出に係る土地の表示					
大 字	字	地 番	地 目		面積（㎡）
			登記簿	現況	
6 証明を受けようとする届出に係る転用目的					
7 証明を必要とする理由（使用目的・提出先等）					

上記のとおり相違ないことを証明します。ただし、本証明書は願出の使用目的以外には使用できません。

年 月 日

周南市農業委員会会長 印

- 注 1 申請者の住所及び氏名は、法人にあつては、その主たる事務所の所在地並びに法人の名称、代表者の職名及び氏名を記入してください。
- 2 代理人が申請をする場合
- (1) 「申請者 住所 氏名 電話番号」の下に、代理人の資格、住所、氏名、電話番号を記入してください。
- (2) 法定代理人にあつては、代理人資格として親権者、未成年後見人、成年後見人、保佐人又は補助人のいずれかを記入してください。
また、法定代理人であることを証する書類（保佐人又は補助人はあわせて代理権を有することを証する書類）を添付してください。
- (3) 任意代理人にあつては、その資格を記入の上、委任状を添付してください。
- 3 「1 証明を受けようとする届出」は、該当するもの1つにチェック☑してください。
- 4 「2 証明を受けようとする届出の受理年月日及び文書番号」は、該当するものにチェック☑の上、受理年月日及び文書番号を記入してください。
- 5 「4 証明を受けようとする届出の当事者」の住所及び氏名は、法人にあつては、その主たる事務所の所在地並びに法人の名称、代表者の職名及び氏名を記入してください。

農地法第 5 条届出受理済証明願

年 月 日

（宛先）周南市農業委員会会長

申請者 住所
氏名
電話番号

下記のとおり、農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 5 条の規定による農地等の転用のための権利移動の届出の受理がなされたことを証明願います。

記

1 証明を受けようとする届出					
<input type="checkbox"/> 農地法第 5 条第 1 項第 1 号（公共事業の施行に伴う農地等の転用のための権利移動の届出） <input type="checkbox"/> 農地法第 5 条第 1 項第 6 号（市街化区域内農地等の転用のための権利移動の届出） <input type="checkbox"/> 農地法第 5 条第 1 項第 7 号及び農地法施行規則（昭和 27 年農林省令第 79 号）第 53 条 （農地等の転用のための権利移動の制限の例外としての届出）					
2 証明を受けようとする届出の受理年月日及び文書番号					
<input type="checkbox"/> 年 月 日付け 周農委 5 条受理第 号 <input type="checkbox"/> 年 月 日付け 周農委規 53 条受理第 号					
3 証明を受けようとする届出の効力が生じた日（届出書が到達した日）					
年 月 日					
4 証明を受けようとする届出の当事者					
区 分		住 所		氏 名	
譲受人(借受人)					
譲渡人(貸付人)					
5 証明を受けようとする届出に係る土地の表示					
大 字	字	地 番	地 目		面積 (㎡)
			登記簿	現況	
6 証明を受けようとする届出に係る権利の種類及び設定又は移転の別					
<input type="checkbox"/> 所有権の移転 <input type="checkbox"/> 賃借権の設定 <input type="checkbox"/> 使用貸借による権利の設定 <input type="checkbox"/> その他（ ）					
7 証明を受けようとする届出に係る転用目的					
8 証明を必要とする理由（使用目的・提出先等）					

上記のとおり相違ないことを証明します。ただし、本証明書は願出の使用目的以外には使用できません。

年 月 日

周南市農業委員会会長 印

- 注 1 申請者の住所及び氏名は、法人にあつては、その主たる事務所の所在地並びに法人の名称、代表者の職名及び氏名を記入してください。
- 2 代理人が申請をする場合
- (1) 「申請者 住所 氏名 電話番号」の下に、代理人の資格、住所、氏名、電話番号を記入してください。
- (2) 法定代理人にあつては、代理人資格として親権者、未成年後見人、成年後見人、保佐人又は補助人のいずれかを記入してください。
- また、法定代理人であることを証する書類（保佐人又は補助人はあわせて代理権を有することを証する書類）を添付してください。
- (3) 任意代理人にあつては、その資格を記入の上、委任状を添付してください。
- 3 「1 証明を受けようとする届出」は、該当するものにチェック☑してください。
- 4 「2 証明を受けようとする届出の受理年月日及び文書番号」は、該当するものにチェック☑の上、受理年月日及び文書番号を記入してください。
- 5 「4 証明を受けようとする届出の当事者」の住所及び氏名は、法人にあつては、その主たる事務所の所在地並びに法人の名称、代表者の職名及び氏名を記入してください。
- 6 「6 証明を受けようとする許可に係る権利の種類及び設定又は移転の別」は、該当するものにチェック☑してください。
- 例示した中に該当するものがないときは、「その他」にチェック☑をし、() 内に記入してください。

農地法第 18 条届出受理済証明願

年 月 日

（宛先）周南市農業委員会会長

申請者 住所
氏名
電話番号

下記のとおり、農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 18 条第 3 項第 4 号の規定による農地等の賃貸借の解除の届出の受理がなされたことを証明願います。

記

1 証明を受けようとする届出の受理年月日及び文書番号					
年 月 日付け 周農委 18 条受理第 号					
2 証明を受けようとする届出の効力が生じた日（届出書が到達した日）					
年 月 日					
3 証明を受けようとする届出の当事者					
区分	住所			氏名	
賃貸人					
賃借人					
4 証明を受けようとする届出に係る土地の表示					
大 字	字	地 番	地 目		面積 (㎡)
			登記簿	現況	
5 証明を受けようとする届出に係る賃貸借を解除しようとする日					
年 月 日					
6 証明を受けようとする届出に係る土地の引渡しの時期					
年 月 日					
7 証明を必要とする理由（使用目的・提出先等）					

上記のとおり相違ないことを証明します。ただし、本証明書は願出の使用目的以外には使用できません。

年 月 日

周南市農業委員会会長 印

- 注 1 申請者の住所及び氏名は、法人にあつては、その主たる事務所の所在地並びに法人の名称、代表者の職名及び氏名を記入してください。
- 2 代理人が申請をする場合
- (1) 「申請者 住所 氏名 電話番号」の下に、代理人の資格、住所、氏名、電話番号を記入してください。
- (2) 法定代理人にあつては、代理人資格として親権者、未成年後見人、成年後見人、保佐人又は補助人のいずれかを記入してください。
また、法定代理人であることを証する書類（保佐人又は補助人はあわせて代理権を有することを証する書類）を添付してください。
- (3) 任意代理人にあつては、その資格を記入の上、委任状を添付してください。
- 3 「3 証明を受けようとする届出の当事者」の住所及び氏名は、法人にあつては、その主たる事務所の所在地並びに法人の名称、代表者の職名及び氏名を記入してください。

農地法第 43 条届出受理済証明願

年 月 日

（宛先）周南市農業委員会会長

申請者 住所
氏名
電話番号

下記のとおり、農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 43 条第 1 項の規定による農作物栽培高度化施設届出の受理がなされたことを証明願います。

記

1 証明を受けようとする届出の受理年月日及び文書番号						
年 月 日付け 周農委 43 条受理第 号						
2 証明を受けようとする届出の効力が生じた日（届出書が到達した日）						
年 月 日						
3 証明を受けようとする届出の当事者						
住 所			氏 名			
4 証明を受けようとする届出に係る土地の表示						
大 字	字	地 番	地 目		面積（㎡）	
			登記簿	現況		
5 証明を受けようとする届出に係る施設の面積等						
施設の面積等	施設の面積	㎡				
	施設の棟高	㎡				
	施設の軒高	㎡				
	施設の被覆材	素材の名称				
		光を透過する素材か	透過する・透過しない			
施設の構造	(階数：)					
施設の設置に係る工事の時期等	工事着工時期	年 月				
	工事完了時期	年 月				
	栽培開始時期	年 月				
6 証明を必要とする理由（使用目的・提出先等）						

上記のとおり相違ないことを証明します。ただし、本証明書は願出の使用目的以外には使用できません。

年 月 日

周南市農業委員会会長 印

- 注 1 申請者の住所及び氏名は、法人にあつては、その主たる事務所の所在地並びに法人の名称、代表者の職名及び氏名を記入してください。
- 2 代理人が申請をする場合
- (1) 「申請者 住所 氏名 電話番号」の下に、代理人の資格、住所、氏名、電話番号を記入してください。
- (2) 法定代理人にあつては、代理人資格として親権者、未成年後見人、成年後見人、保佐人又は補助人のいずれかを記入してください。
また、法定代理人であることを証する書類（保佐人又は補助人はあわせて代理権を有することを証する書類）を添付してください。
- (3) 任意代理人にあつては、その資格を記入の上、委任状を添付してください。
- 3 「3 証明を受けようとする届出の当事者」の住所及び氏名は、法人にあつては、その主たる事務所の所在地並びに法人の名称、代表者の職名及び氏名を記入してください。

農地改良届出受理済証明願

年 月 日

（宛先）周南市農業委員会会長

申請者 住所
氏名
電話番号

下記のとおり、周南市農業委員会農地改良に係る届出に関する要綱（令和 3 年周南市農業委員会要綱第 4 号）第 3 条の規定による農地改良の届出の受理がなされたことを証明願います。

記

1 証明を受けようとする届出の受理年月日及び文書番号						
年 月 日付け 周農委農地改良受理第 号						
2 証明を受けようとする届出の効力が生じた日（届出書が到達した日）						
年 月 日						
3 証明を受けようとする届出の当事者						
住 所				氏 名		
4 証明を受けようとする届出に係る土地の表示						
大 字	字	地 番	地 目		面積 (㎡)	埋立面積 (㎡)
			登記簿	現況		
計						
5 証明を受けようとする届出に係る農地改良を必要とする事由						
6 証明を受けようとする届出に係る農地改良工事の時期						
年 月 日から 年 月 日まで						
7 証明を受けようとする届出に係る農地改良工事の内容						
土質	下層：			表土：		
盛土	最低	cm	最高	cm	平均	cm 容量 m ³
8 証明を必要とする理由（使用目的・提出先等）						

上記のとおり相違ないことを証明します。ただし、本証明書は願出の使用目的以外には使用できません。

年 月 日

周南市農業委員会会長 印

- 注 1 申請者の住所及び氏名は、法人にあつては、その主たる事務所の所在地並びに法人の名称、代表者の職名及び氏名を記入してください。
- 2 代理人が申請をする場合
- (1) 「申請者 住所 氏名 電話番号」の下に、代理人の資格、住所、氏名、電話番号を記入してください。
- (2) 法定代理人にあつては、代理人資格として親権者、未成年後見人、成年後見人、保佐人又は補助人のいずれかを記入してください。
また、法定代理人であることを証する書類（保佐人又は補助人はあわせて代理権を有することを証する書類）を添付してください。
- (3) 任意代理人にあつては、その資格を記入の上、委任状を添付してください。
- 3 「3 証明を受けようとする届出の当事者」の住所及び氏名は、法人にあつては、その主たる事務所の所在地並びに法人の名称、代表者の職名及び氏名を記入してください。

現地確認に係る証明書・通知書の交付証明願

年 月 日

(宛先) 周南市農業委員会会長

申請者 住所
氏名
電話番号

下記のとおり、証明書又は通知書が交付されたことを証明願います。

記

1	証明を受けようとする証明書又は通知書				
	<input type="checkbox"/> 非農地証明書 <small>(周南市農業委員会非農地証明に係る事務処理要領 (令和 3 年 10 月 1 日施行) 第 4 条第 1 項)</small> <input type="checkbox"/> 非農地通知書 <small>(周南市農業委員会非農地判断に係る事務処理要領 (令和 3 年 10 月 1 日施行) 第 11 条第 1 項)</small> <small>(周南市農業委員会登記官等からの照会に係る事務処理要領 (令和 3 年 10 月 1 日施行) 第 11 条第 1 項)</small> <small>(周南市農業委員会非農地判断施行前に非農地扱いとした土地等の非農地判断等に関する要綱 (令和 4 年周南市農業委員会要綱第 8 号) 第 7 条第 2 項)</small> <input type="checkbox"/> 開墾等の現地確認通知書 (<input type="checkbox"/> 農地と確認 <input type="checkbox"/> 農地と認められない) <small>(周南市農業委員会開墾等により新たに農地とする土地に係る事務処理要領 (令和 7 年 3 月 1 日施行) 第 6 条第 1 号)</small> <input type="checkbox"/> 農地台帳登載通知書 <small>(周南市農業委員会開墾等により新たに農地とする土地に係る事務処理要領第 6 条第 2 号)</small> <input type="checkbox"/> 農地再生の現地確認通知書 (<input type="checkbox"/> 農地と確認 <input type="checkbox"/> 農地と認められない) <small>(周南市農業委員会非農地とした土地の農地再生に係る事務処理要領 (令和 6 年 8 月 1 日施行) 第 6 条第 1 号)</small> <input type="checkbox"/> 農地復元通知書 <small>(周南市農業委員会非農地とした土地の農地再生に係る事務処理要領第 6 条第 2 号)</small> <input type="checkbox"/> 農地転用事実確認通知書 <small>(周南市農業委員会農地転用事実の確認に係る事務処理要領 (令和 7 年 2 月 1 日施行) 第 5 条第 1 項)</small>				
2	証明を受けようとする証明書又は通知書に係る土地の表示				
	大 字	字	地 番	地 目	面積 (㎡)
				登記簿	現況
3	証明を受けようとする証明書又は通知書の交付年月日				
	年 月 日				
4	証明を必要とする理由 (使用目的・提出先等)				

上記のとおり相違ないことを証明します。ただし、本証明書は願出の使用目的以外には使用できません。

年 月 日

周南市農業委員会会長 印

- 注 1 申請者の住所及び氏名は、法人にあつては、その主たる事務所の所在地並びに法人の名称、代表者の職名及び氏名を記入してください。
- 2 代理人が申請をする場合
- (1) 「申請者 住所 氏名 電話番号」の下に、代理人の資格、住所、氏名、電話番号を記入してください。
- (2) 法定代理人にあつては、代理人資格として親権者、未成年後見人、成年後見人、保佐人又は補助人のいずれかを記入してください。
また、法定代理人であることを証する書類（保佐人又は補助人はあわせて代理権を有することを証する書類）を添付してください。
- (3) 任意代理人にあつては、その資格を記入の上、委任状を添付してください。
- 3 「1 証明を受けようとする証明書又は通知書」は、該当するもの1つにチェック☑してください。
- なお、チェックしたものが開墾等により農地とした土地の現地確認通知書又は農地台帳登載通知書である場合には、「農地と確認」又は「農地と認められない」のどちらかにもチェック☑してください。

別記様式第 20 号 (第 12 条関係)

特定の事業用資産の買換えの場合の課税の特例に係る
土地等の買換えについて農業委員会が適当と認める証明願

年 月 日

(宛先) 周南市農業委員会会長

申請者 住所
氏名
電話番号

下記の買換資産である土地等（土地及び土地の上に存する権利をいう。以下同じ。）は、租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号)第25条第20項第2号（租税特別措置法施行令第39条の7第18項第2号）に規定する農業委員会が適当であると認めるものに該当することを証明願います。

記

1 買換え土地等の状況

(1) 譲渡土地等

土地等の所在及び地番	地目	面積 (㎡)	備 考
合 計			

(2) 取得土地等

土地等の所在及び地番	地目	面積 (㎡)	備 考
合 計			

2 買換え後の農業経営の状況

(1) 経営規模

経営形態						
経営耕地面積等 (㎡)	田	畑	樹園地	計	施設用地	その他

(2) 農業従事者の状況

氏名	取得者との続柄	年齢	農業従事年数 (含農業関係学校在学年数)	備考

(注) 「取得者との続柄」は、法人の場合は「法人との関係」とする。

3 事業計画の概要


別紙のとおり

4 添付書類

土地の登記事項証明書（発行後3月以内の全部事項証明書）

上記の買換え資産である土地等は、当該土地等で行おうとする農業の経営規模及びその内容、申請者の農業経営に関する能力等、当該地域における土地の利用状況その他の事情に照らし、租税特別措置法施行令第25条第20項第2号（租税特別措置法施行令第39条の7第18項第2号）に規定する農業委員会が適当であると認めるものに該当することを証明します。

年 月 日

周南市農業委員会会長 

(別紙)

3 事業計画の概要

(1) 農業経営の概要

(2) 今回の買換えの目的

(3) 今後の経営の方向

生産計画（作物別生産量：単位kg）

作物名	現在	年	年	年	年	年

※必要に応じて、現在の農地の所在地が分かる地図等を添付

- 注 1 申請者の住所及び氏名は、法人にあっては、その主たる事務所の所在地並びに法人の名称、代表者の職名及び氏名を記入してください。
- 2 代理人が申請をする場合
- (1) 「申請者 住所 氏名 電話番号」の下に、代理人の資格、住所、氏名、電話番号を記入してください。
- (2) 法定代理人にあっては、代理人資格として親権者、未成年後見人、成年後見人、保佐人又は補助人のいずれかを記入してください。
また、法定代理人であることを証する書類（保佐人又は補助人はあわせて代理権を有することを証する書類）を添付してください。
- (3) 任意代理人にあっては、その資格を記入の上、委任状を添付してください。

別記様式第 21 号 (第 13 条関係)

譲渡所得の特別控除に係る土地等についての
農業委員会のおっせんの証明願

年 月 日

(宛先) 周南市農業委員会会長

申請者 住所
氏名
電話番号


租税特別措置法 (昭和 32 年法律第 26 号) 第 34 条の 3 第 1 項 (租税特別措置法第 65 条の 5 第 1 項) の規定による農用地区域内の土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除の措置を受けるため、下記の土地等 (土地及び土地の上に存する権利をいう。) は、農業振興地域の整備に関する法律 (昭和 44 年法律第 58 号) 第 23 条に規定するおっせんにより譲渡したものであることを証明願います。

記

土地等の所在及び地番	地目	面積 (㎡)	おっせんの成立年月日	おっせんに係る契約の種類

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日


周南市農業委員会会長 

- 注 1 申請者の住所及び氏名は、法人にあつては、その主たる事務所の所在地並びに法人の名称、代表者の職名及び氏名を記入してください。
- 2 代理人が申請をする場合
- (1) 「申請者 住所 氏名 電話番号」の下に、代理人の資格、住所、氏名、電話番号を記入してください。
- (2) 法定代理人にあつては、代理人資格として親権者、未成年後見人、成年後見人、保佐人又は補助人のいずれかを記入してください。
また、法定代理人であることを証する書類 (保佐人又は補助人はあわせて代理権を有することを証する書類) を添付してください。
- (3) 任意代理人にあつては、その資格を記入の上、委任状を添付してください。

証明願返戻通知書

年 月 日

申請者 住所
氏名 様

周南市農業委員会会長 

貴殿から提出のあった下記の証明願については、証明書を交付しないことを決定したので、提出された証明願（及び添付書類）を返戻します。

記

- 1 提出された証明願（及び添付書類）
- 2 証明願が提出された日
年 月 日
- 3 証明書を交付しない理由

注 添付書類がある場合には、「及び添付書類」を記入すること。